議案第５５号

瀬戸内市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市職員の給与に関する条例（平成 16 年瀬戸内市条例第 46 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和８年８月２６日提出

瀬戸内市長　　黒石　健太郎

【提案理由】

人財の確保及び定着を目的に、住居手当について、市内居住者に対し増額する規定を設けるため。

瀬戸内市条例第　　号

瀬戸内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市職員の給与に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2　前項の住居手当の支給を受ける職員で瀬戸内市内に居住するもの及び第13条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で配偶者が居住するための住居を借り受け、当該配偶者が市内に居住するものに対しては、当該住居手当の額に5,000円を加えた額を支給する。

附　則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

瀬戸内市職員の給与に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第46号)新旧対照表

現行	改正後
（住居手当） 第11条　略 2　前項 に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	（住居手当） 第11条　略 2　前項の住居手当の支給を受ける職員で瀬戸内市内に居住するもの及び第13条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で配偶者が居住するための住居を借り受け、当該配偶者が市内に居住するものに対しては、当該住居手当の額に5,000円を加えた額を支給する。 3　前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。